

住居確保給付金 ～家賃補助のしおり～



令和7年4月～

お問い合わせ先

埼玉県三郷市役所

福祉部ふくし総合支援課 ふくし総合相談室

住所 三郷市花和田648番地1

TEL 048-930-7823(直通)

FAX 048-953-8311

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日、年末年始を除く)

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃業、または本人の責めに帰さない理由で就業機会減少したこと等で、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分（※）の給付金を支給するとともに、ふくし総合支援課ふくし総合相談室（以下「ふくし総合相談室」）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※家賃相当分…下記表1を上限に、収入に応じて調整された額（共益費、管理費等は対象外）

表1

<支給額> 次の表を上限として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	上限額（住宅扶助額）
1人	43,000円
2人	52,000円
3人～5人	56,000円

※6人以上はお問い合わせください。

<支給期間> 3か月間

（一定の条件により3か月毎、2回の延長で最大9か月までの範囲内で延長が可能）

<支給方法> 市から大家や不動産会社等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下1～8のいずれにも該当する方が対象となります。

- 1 離職等又は本人の責めに帰さない理由で困窮し、住居を喪失した又はそのおそれがある。
- 2 以下のイ又はロに該当する。
 - イ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内である。（疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認める事情の場合は最長4年）
 - ロ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある。
- 3 離職等の前に、申請者が主たる生計維持者であった。
※離職等の前に主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。
- 4 申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、次の表2で示す収入基準額以下である（就労収入のほか年金等の収入も含む）

表2

世帯人数	基準額		収入基準額（基準額＋実際の家賃額）	
1人	81,000円	十実際の家賃額 （実際の家賃額が上限額を下回る場合は実際額）	81,000円＋実際の家賃額（上限43,000円）	124,000円
2人	123,000円		123,000円＋実際の家賃額（上限52,000円）	175,000円
3人	157,000円		157,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	213,000円
4人	194,000円		194,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	250,000円
5人	232,000円		232,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	288,000円

- 5 申請時において世帯全員の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

6 ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）をめざした求職活動を行う。

※事業再生を目指している方でも、経営相談先の判断によっては常用就職を目指した活動を求めることがあります。

表3

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動条件			
		①	②	③	④
初回申請 1～3か月 延長 4～6か月	離職・廃業 休業等（就労を 目指す者）	企業応募 （原則週1回以上）	ハローワーク相 談（月2回以上）	自立相談支援機 関での相談（月 4回以上）	プランに沿った 活動
	休業等 （事業再生を目 指す者）	収入増加を図る 取組（月1回以上）	経営相談先相談 （原則月1回）		
再延長 7～9か月	全ての者	企業応募 （原則週1回以上）	ハローワーク相 談（月2回以上）		

7 国の雇用施策による給付及び、地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者および生計を一にしている方いずれもが受けていない。

☆職業訓練受講給付金の併用は可能。

8 世帯全員のいずれもが暴力団員ではない。

住居確保給付金の支給額

申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、P2の表2にある基準額以下又は収入基準額以下である方。

- 1 世帯全員の収入が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は実際の家賃額。
※実際の家賃額（住宅扶助額が上限）…家賃相当分（共益費、管理費等は対象外）
- 2 世帯全員の収入が基準額を超え、収入基準額以下の方

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{実際の家賃額} - \text{月の世帯全員の収入合計額}$$

住居確保給付金支給額の限度額は世帯人数により異なる（P1の表1）

例1 単身世帯で、実際の家賃額が40,000円、収入が100,000円の方の場合

【基準額】 【実際の家賃額】 【収入合計額】

$$\text{住居確保給付金支給額} = 81,000\text{円} + 40,000\text{円} - 100,000\text{円}$$

よって、支給額は21,000円と算定する。

例2 単身世帯で、実際の家賃額が50,000円、収入が85,000円の方の場合

【基準額】 【実際の家賃額】 【収入合計額】

$$\text{住居確保給付金支給額} = 81,000\text{円} + 50,000\text{円} - 85,000\text{円}$$

46,000円 ≥ 上限額43,000円よって、支給額は43,000円と算定する。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- 1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- 2 住居確保給付金申請時確認書
- 3 本人確認書類の写し ※顔写真のない証明書の場合は2つ以上の提出が必要
運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、住民票、戸籍謄本、各種健康保険証、各種障がい者手帳のいずれかの写し
- 4 離職等又は収入減少を証明する書類
＜離職または廃業の場合＞
離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届等
＜収入減少の場合＞
減少する前後のシフト表、休業を命じる書類（メール）等
- 5 お住まいの賃貸借契約書の写し
- 6 入居住宅に関する状況通知書
- 7 世帯全員の申請月の収入が分かる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳、年金を受けている場合は「年金手帳、年金振込額通知書」、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、手当等金額の確認できる書類等
- 8 世帯全員の申請日時点の資産が分かる書類の写し
預貯金の通帳等

※下記の書類も必要となる場合があります。

- ハローワーク受付表
- 求職申込み、雇用施策利用状況確認票

住居確保給付金の申請から決定まで

1 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書をふくし総合相談室に提出してください。
- 入居住宅の貸主との調整
「入居住宅に関する状況通知書」は、不動産業者等に住居確保給付金の支給申請をすることを伝え、記載してもらい交付を受けてください。

2 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の大家等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は市から大家や不動産会社等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金が不支給となった旨連絡してください。

生活費が必要な方は

- 社会福祉協議会では、住居確保給付金受給中の生活費の準備が困難な方を対象とした、「生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）」があります。利用するためには要件等がありますので、詳細は三郷市社会福祉協議会へお問い合わせください。

住居確保給付金受給中の義務

それぞれの求職要件に応じた活動を行ってください。

1 「離職・廃業」「休業等（就労を目指す者）」の求職活動要件

- ①ふくし総合相談室での面接等の支援 月4回以上 →職業相談状況を確認
- ②ハローワーク相談 月2回以上 →「職業相談確認票」で確認
- ③求人先への応募・面接 原則週1回以上
→「常用就職活動状況報告書」提出
ハローワーク、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。

2 「休業等（事業再生を目指す者）」の求職活動要件

- ①ふくし総合相談室での面接等の支援 月4回以上 →経営相談状況を確認
- ②経営相談 原則月1回以上
→経営相談先に相談し、「自立に向けた活動計画」を作成
「自立に向けた活動状況報告書」の提出
- ③給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 月1回以上

☆上記に加えふくし総合相談室担当者が策定した支援プランに記載された就労支援を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 1 支給決定後、常用就職した場合は、「常用就職届」をふくし総合相談室へ提出してください。
- 2 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、ふくし総合相談室に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 1 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで延長することが可能です。
(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っている。
・世帯の収入と預金額が一定額以下である。
- 2 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、最終月の世帯全員の収入と預貯金分かる書類を準備して、ふくし総合相談室へご相談ください。

支給額を変更できる場合があります

- 1 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって受給中に収入が減少し基準額以下に至った場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、ふくし総合相談室の指導により市内での転居が適当であると判断され、転居の結果家賃額が変更となる場合
- 2 支給額を変更する場合には申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をそろえ、ふくし総合相談室へご相談ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

以下の場合に該当する場合は、支給を中止します。

- ・毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上のふくし総合相談室の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の求職活動を怠る方

- ・ふくし総合相談室が策定した支援プランに従わない場合

- ・受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合
※原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止

- ・受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合

- ・住宅を退去した者

（大家からの要請の場合、ふくし総合相談室の指示による場合を除く）

- ・支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合

- ・受給者及び受給者と同一の世帯に属するものが暴力団員と判明した場合

- ・禁錮刑以上の刑に処された場合

- ・生活保護を受給した場合

- ・上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合

支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- 1 住居確保給付金は、原則ひとり1回の支給です。（生計を共にしている方が受けていた場合も同様）
- 2 会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合には再支給を受けることができます。（自己都合退職の場合は該当となりません）
- 3 住居確保給付金を受け常用就職又は収入を得る機会が増加したものの、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、かつ最後の支給月の翌月から起算して1年経過している場合に限り、支給要件に該当する場合は再支給を受けることができます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には該当しません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

・住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明したときは、既に支給した給付を市が徴収するとともに、住居確保給付金の支給を中止する場合があります。

資産、収入の状況等を調査することがあります

・住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき官公署、銀行、事業主等に対して資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の大家等に入居状況について報告を求めることがあります。